

紙おむつ購入費助成のご案内

自宅で介護を受けている方に対し、紙おむつ購入費用の助成を行っています。
助成を受けるには申請が必要です。

対象者

市内在住で、市税などに滞納がなく、次のいずれかに該当する 65 歳以上の方

- ・介護保険法による要介護区分が要介護 3 以上の方
- ・介護保険法による要介護区分が要介護 2 以上の方で認知症高齢者自立判定基準が 3a 以上と判定された方

(※) 入院又は施設入所（短期入所は含めない）されている方は対象外です。ただし、月途中で入退院等をされた場合は、その月において在宅期間が月の半分を超えていれば対象となります。

(※) 初めて申請される場合、要介護認定日の翌月から対象となります。また、月途中で転入された方も同様に転入日の翌月から対象となります。ただし、認定日等が月の初日の場合は、その月から対象となります。

(※) 対象者が死亡又は転出された場合は、その月までが対象となります。

助成対象品目

- ・紙おむつ（テープ式、パンツ式どちらも可）
- ・尿取りパット

(※) おしりふきや防水シーツの購入費用は助成対象外です。

助成金額

年間上限 36,000 円（在宅期間が月の半分を超えている月数×3,000 円）

(※) 申請は 3 か月ごとに 9,000 円が上限となります。

(※) 購入額が上限に満たない場合は、購入額が上限となります。

(※) 年度途中で助成対象となった場合は、「該当月数×3,000 円」が上限となります。

申請先

高齢福祉課（岩瀬庁舎）、総合窓口課（大和・真壁庁舎）

～裏面につづく～

申請方法

申請書兼請求書に必要事項を記入のうえ、紙おむつ等の購入時の領収書又はレシート(※1)を裏面に添付して提出ください。初めて申請される方は、口座振込依頼書(※2)も提出ください。

購入月ごとの申請時期について

購入月(※3)	申請時期(※4) ※土日祝日の場合は前の日の平日	助成上限額(円)(※5)
4~6月	6月20日から7月10日まで	9,000
7~9月	9月20日から10月10日まで	9,000
10~12月	12月20日から1月10日まで	9,000
1~3月	3月20日から3月31日まで	9,000

(※1) 入院中や入所中に定額サービスとして利用されている紙おむつは対象外です。

(※1) 領収書やレシートは切らずに原本を提出してください。

(※1) 助成対象品を購入される際は、その他の商品と領収書を分けてください。分けることが難しい場合は、助成対象品が分かるように印を付けてください。

(※2) 申請者及び振込先は対象者、ご家族様のどちらでも結構です。助成金額が決まりましたら申請者あてに通知します。助成金の入金はい各申請期限日の約2か月後となります。

(※3) 購入月は、領収書発行日が基準となります。ネット通販のように、ご自身で領収書を発行される場合は、商品到着後、到着日が分かるように速やかに印刷してください。

(※4) 4~12月購入月分については、申請期限を過ぎた場合でも3月31日までに申請いただければ助成可能ですが、申請書は申請時期ごとに1枚必要です。

(※5) 「在宅期間が月の半分を超えている月数×3,000」で最大9,000円の助成となります。

(※5) 最大9,000円のまとめ買いも可能です。例えば、「4~6月の間に各月3,000円ずつ購入」、「4月にまとめて9,000円購入」いずれの場合でも助成可能です。ただし、まとめて購入される場合は、月の下旬に購入されることをおすすめします(在宅期間が月の半分を超えていることが助成条件のため)。

(※5) ドラックストア等で実施している、ポイント支払いなどのサービスをご利用の場合、ポイント利用後の金額が助成対象となります。

問合せ先 高齢福祉課(岩瀬庁舎)

・住所: 〒309-1292

桜川市岩瀬64番地2

・電話番号: 0296-73-4511(直通)